

(1) 陸上競技場

区分					基準額				備考
					9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外 (1時 間につ き)	
競技場	専用利 用	アマチュア スポーツ及 びレクリエ ーションの 普及振興の ための催物 に利用する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	一般・学 生	10,670 円	10,670 円	21,340 円	3,190円	
				高齢者	5,330円	5,330円	10,660 円	1,590円	
				児童・生 徒	5,320円	5,320円	10,640 円	1,590円	
		入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しない場合の一般・ 学生、高齢者又は児童・生徒の区 分及び時間の区分に応じた基準額 に、徴収する最も高い入場料の額 (当該入場料に係る消費税の額を 含む。以下同じ。)に100を乗じて 得た額を加算した額						
		入場料を徴収しな い場合	21,340 円	21,340 円	42,680 円	6,400円			
		その他の催 物に利用す る場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しない場合の時間の 区分に応じた基準額に、徴収する 最も高い入場料の額に200を乗じて 得た額を加算した額					
共用利用				一般・学 生	1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円			トレーニン グ室の利用	
				高齢者	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円				

	4分の1点灯	1時間につき 6,380円	場合のみ徴収する。
	8分の1点灯	1時間につき 3,190円	
大型映像装置		1時間につき 11,120円	備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。
シャワー		1人1回につき 100円	

(2) 補助競技場

区分			基準額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
専用 利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	3,410円	3,410円	6,820円	1,010円
		高齢者	1,700円	1,700円	3,400円	500円
		児童・生徒	1,700円	1,700円	3,400円	500円
	その他の催物に利用する場合		6,820円	6,820円	13,640円	2,040円
共用利用	一般・学生	1人1回につき 50円				
		回数券11回分 500円				
	高齢者	1人1回につき 20円				
回数券11回分 200円						
児童・生徒	1人1回につき 20円					
	回数券11回分 200円					

(3) 蹴球場

区分	基準額	
	9時～17時 (1	時間外 (1時間

				時間につき)	につき)	
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,540円	1,770円
				高齢者	770円	880円
				児童・生徒	770円	880円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額		
		2分の1面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	770円	880円
				高齢者	380円	440円
				児童・生徒	380円	440円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額		
		5分の1面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	300円	350円
				高齢者	150円	170円
児童・生徒	150円			170円		
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額					
その他の催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合		3,090円	3,550円	

		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	
	2分の1面利用	入場料を徴収しない場合	1,540円	1,770円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額	
	5分の1面利用	入場料を徴収しない場合	610円	710円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額	
第1会議室			470円	550円
第2会議室			220円	250円
照明設備	全点灯		1時間につき 1,940円	
	2分の1点灯		1時間につき 970円	
シャワー			1人1回につき 100円	

(4) 庭球場

区分			基準額 (一面につき)	
			9時~17時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
センターコート	入場料を徴収しない場合	一般・学生	470円	560円
		高齢者	230円	270円
		児童・生	230円	270円

		徒		
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額	
サブコート	一般・学生		400円	470円
	高齢者		200円	230円
	児童・生徒		190円	230円
会議室			460円	530円
照明設備			1時間につき 210円	
シャワー			1人1回につき 30円	

(5) 体育館

区分					基準額				備考
					9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)	
メインアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	6,320円	6,320円	12,640円	1,880円	利用面積が2分の1以下の場合の基準額は、当該基準額の2分の1の額とする。
			一般・学生	6,320円	6,320円	12,640円	1,880円		
			高齢者	3,150円	3,150円	6,300円	930円		
		児童・生徒	3,150円	3,150円	6,300円	930円			
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額						
		その他の催	入場料を徴収し	12,650円	12,650円	25,300円	3,760円		

	物に利用する 場合	ない場合							
		入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額						
	共用利用		一般・ 学生	1人1回につき 140円	回数券11回分 1,400円				サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。
			高齢者	1人1回につき 70円	回数券11回分 700円				
児童・ 生徒			1人1回につき 70円	回数券11回分 700円					
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの	入場料を徴収しない 場合	一般・ 学生	1,650円	1,650円	3,300円	470円		
			高齢者	820円	820円	1,640円	230円		
			児童・ 生徒	820円	820円	1,640円	230円		
	専用利用	普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額					
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,310円	3,310円	6,620円	950円			
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額						
	共用利用		一般・ 学生	1人1回につき 140円	回数券11回分 1,400円				
高齢者	1人1回につき 70円								

			回数券11回分 700円				
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,710円	1,710円	3,420円	490円	
		高齢者	850円	850円	1,700円	240円	
		児童・生徒	850円	850円	1,700円	240円	
	共用利用	一般・学生	1人2時間につき 140円 回数券(11枚) 1,400円				
		高齢者	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円				
		児童・生徒	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円				
放送室		2時間につき 620円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。	
照明設備		メインアリーナ	1時間につき 3,760円				専用利用の場合のみ徴収する。
		サブアリーナ	1時間につき 290円				
シャワー			1人1回につき 100円				

(6) 水泳プール

区分	基準額				備考
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	
専利用 入場料 50メートル 一般・学	7,570円	7,570円	15,140	2,260円	利用するコースが全

用	を徴収しない場合	プール		生				円	コースでない場合の基準額は、左記の基準額から1コース当たりの基準額を求め、それに利用するコース数を乗じて得た額とする。
				高齢者	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円	
				児童・生徒	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円	
		25メートルプール	冷水	一般・学生	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円	
				高齢者	1,890円	1,890円	3,780円	560円	
				児童・生徒	1,890円	1,890円	3,780円	560円	
			温水	一般・学生	7,570円	7,570円	15,140円	2,260円	
				高齢者	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円	
				児童・生徒	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円	
		入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額			
50メートルプール			一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
			高齢者	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
25メートルプール	冷水	一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円						
		高齢者	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円						

共用利用	温水	児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円
		一般・学生	1人1回につき 490円 回数券11回分 4,900円
		高齢者	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円
		児童・生徒	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円
	レクリエーションプール	一般・学生	1人1回につき 870円 回数券11回分 8,700円
		高齢者	1人1回につき 430円 回数券11回分 4,300円
		児童・生徒	1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円
		幼児	1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円

(7) 屋内運動場

区分			基準額	
グラウンド	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に専用利用する場合	全面利用	一般・学生	1時間につき 3,130円
			高齢者	1時間につき 1,560円
			児童・生徒	1時間につき 1,560円
			一般・学生	1時間につき 1,560円
	2分の1面利用	高齢者	1時間につき 780円	
		児童・生徒	1時間につき 780円	
		一般・学生	1時間につき 780円	
		4分の1面利用	一般・学生	1時間につき 780円

	1 面利 用	生	
		高齢者	1 時間につき 390円
		児童・生 徒	1 時間につき 390円
	その他の 催物に専 用利用す る場合	入場料を徴収しな い場合	1 時間につき 26,560円
		入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しない場合の基準額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額
照明設備		全点灯	1 時間につき 2,260円
		2分の1点灯	1 時間につき 1,130円
		4分の1点灯	1 時間につき 560円
シャワー			1 人 1 回につき 100円

(8) オートキャンプ場

区分	基準額
泊り	1 区画につき 2,760円
日帰り	1 区画につき 1,370円
シャワー室	1 回につき 100円

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
- 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
- 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。

- 8 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 9 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場又はキャンプ場を利用する場合をいう。
- 10 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場又はキャンプ場を利用する場合をいう。

備考

- 1 次の者からは利用料金を徴収しない。
 - (1) 3歳未満の者
 - (2) レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児
- 2 電気を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額とする。